

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

4. 障害者の政策への意見反映について

障害者権利条約の第四条第3項では「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」(政府公定訳案、以下同じ)とあり、また「Nothing About Us Without Us」(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)は、障害者権利条約制定における基本的な理念とされています。

私たち(障害者)に関わる政策及び計画は、障害者を対象としたものにとどまりません。政府が立案する「すべての政策及び計画」の対象には障害者が含まれています。そこで、「男女共同参画基本計画」において国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める女性の割合を数値目標と定めているように、「障害者基本計画」において、障害者の委員の割合を目標値として明記することが必要と考えますが、貴党のお考えをお聞かせください。

Q4-1 障害者に関わる審議会等の障害者割合

障害者基本計画に、障害者に関わる国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を

- ① 50%以上との数値目標を明記する。
 - ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
 - ③ 特に記載する必要はない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
その他	記入なし	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
国、及び地域の障害者政策の立案段階から障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映できる仕組みが必要であると認識しています。障害者基本計画にどのように規定するかについては、今後検討します。		障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、昨年成立した改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、障害者委員の参画をはじめ、障がい者の方々のご意見がより反映される方法を検討してまいります。				当事者の意見を反映させる必要があるため。	社会構成員の全体的な意見集約が必要。

Q4-2 一般政策における審議会等の障害者割合

障害者基本計画に、すべての国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を

- ① 5%以上(※)との数値目標を明記する。
- ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
- ③ 特に記載する必要はない。

②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

※『平成24年版障害者白書』によると「およそ国民の6%が何らかの障害を有している」(p.19)とあります。しかしこの数値には、難病や知的な障害を伴わない発達障害者は含まれていません。ちなみにOECD(2003)の報告によると、労働年齢期間の人口総数に対する障害者の比率は、平均14%となっています。

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
記入なし	記入なし	③特に記載する必要はない。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	③特に記載する必要はない。	② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
国、及び地域の一般政策についても障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映すべきであると考えます。それをどのように規定するかは、今後検討します。		先に述べました通り、障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、昨年成立した改正障害者基本法には「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定められています。公明党は、一般政策においても、障がい者の意見がより反映される方法を検討してまいります。				障害者に限らず広く国民を対象とした政策を審議する場であるため。	社会構成員の全体的な意見集約が必要。